

大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等
の一部を改正する条例案

(大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)
第1条 大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成7年大阪市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(建築物の容積率の最高限度)」に改め、同条第1項中「合計」を「合計。以下同じ。」に、「割合」を「割合(以下「容積率」という。)」に改め、同条第2項中「延べ面積」を「建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積」に改め、同条中第3項を次のように改める。

3 第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分(次項第1号において「自動車車庫等部分」という。)
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分(次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。)
- (3) 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分(次項第3号において「蓄電池設置部分」という。)
- (4) 自家発電設備を設ける部分(次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。)
- (5) 貯水槽を設ける部分(次項第5号において「貯水槽設置部分」という。)

第5条に次の1項を加える。

4 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建

建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

（大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第2条 大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改め、同条中第4項を次のように改める。

4 第1項、第6項及び第7項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）
- (4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

第5条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

第10条第1項第3号中「第5項」を「第6項」に改める。

（大阪市北浜1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第3条 大阪市北浜1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年大阪市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改め、同条中第4項を次のように改める。

4 第1項、第6項及び第7項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において

「備蓄倉庫部分」という。）

(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）

(4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

第5条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5分の1

(2) 備蓄倉庫部分 50分の1

(3) 蓄電池設置部分 50分の1

(4) 自家発電設備設置部分 100分の1

(5) 貯水槽設置部分 100分の1

第9条第3項、第4項、第6項及び第7項並びに第10条第1項第3号中「第5項」を「第6項」に改める。

（大阪市新町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第4条 大阪市新町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成21年大阪市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第4項を次のように改める。

4 第1項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）

(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）

(4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

第5条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5分の1

(2) 備蓄倉庫部分 50分の1

(3) 蓄電池設置部分 50分の1

(4) 自家発電設備設置部分 100分の1

(5) 貯水槽設置部分 100分の1

（大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第5条 大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平

成 6 年大阪市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項及び第 4 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同条中第 5 項を次のように改める。

5 第 1 項、第 2 項及び第 7 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第 1 号及び第11条第 3 項において「自動車車庫等部分」という。）

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第 2 号及び第11条第 3 項において「備蓄倉庫部分」という。）

(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第 3 号及び第11条第 3 項において「蓄電池設置部分」という。）

(4) 自家発電設備を設ける部分（次項第 4 号及び第11条第 3 項において「自家発電設備設置部分」という。）

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第 5 号及び第11条第 3 項において「貯水槽設置部分」という。）

第 5 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5 分の 1

(2) 備蓄倉庫部分 50 分の 1

(3) 蓄電池設置部分 50 分の 1

(4) 自家発電設備設置部分 100 分の 1

(5) 貯水槽設置部分 100分の1

第11条第3項第1号中「自動車車庫等の用途に供するものである」を「おいて自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分となる」に改め、同項第2号中「増築前における自動車車庫等の用途に供しない」を「増築前における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の」に、「」における自動車車庫等の用途に供しない」を「」における当該」に、「こと」を「ものであること」に改め、同項中第3号を次のように改める。

- (3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計又は貯水槽設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、第5条第6項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること

第13条第1項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第3項、第4項、第6項及び第7項中「第5条第6項」を「第5条第7項」に、「第5項」を「第6項」に改める。

(大阪市長柄堺線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第6条 大阪市長柄堺線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年大阪市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第4項を次のように改める。

4 第1項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）
- (4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）
- (5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

第3条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

第6条第3項、第4項、第6項及び第7項中「第3条第5項」を「第3条第6

項」に、「第4項まで」を「第5項まで」に改める。

(大阪市西野田中津線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第7条 大阪市西野田中津線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成7年大阪市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改め、同条中第4項を次のように改める。

4 第1項、第6項及び第7項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分(次項第1号において「自動車車庫等部分」という。)
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分(次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。)
- (3) 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分(次項第3号において「蓄電池設置部分」という。)
- (4) 自家発電設備を設ける部分(次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。)
- (5) 貯水槽を設ける部分(次項第5号において「貯水槽設置部分」という。)

第4条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

第7条第3項、第4項、第6項及び第7項中「第4条第6項」を「第4条第7項」に、「第5項」を「第6項」に改める。

第8条第1項中「第5項」を「第6項」に改める。

(大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第8条 大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「割合」を「割合（以下「容積率」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「延べ面積」を「建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積」に改め、同条中第4項を次のように改める。

4 第1項第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）
- (4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」

という。)

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

第6条に次の1項を加える。

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5分の1

(2) 備蓄倉庫部分 50分の1

(3) 蓄電池設置部分 50分の1

(4) 自家発電設備設置部分 100分の1

(5) 貯水槽設置部分 100分の1

（大阪市放出駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第9条 大阪市放出駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年大阪市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「割合」を「割合（以下「容積率」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「延べ面積」を「建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積」に改め、同条中第4項を次のように改める。

4 第1項第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において

「備蓄倉庫部分」という。）

(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）

(4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

第6条に次の1項を加える。

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5分の1

(2) 備蓄倉庫部分 50分の1

(3) 蓄電池設置部分 50分の1

(4) 自家発電設備設置部分 100分の1

(5) 貯水槽設置部分 100分の1

（大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第10条 大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

（平成9年大阪市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(建築物の容積率の最高限度)」に改め、同条第1項中「割合」を「割合（以下「容積率」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「延べ面積」を「建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積」に改め、同条中第4項を次のように改める。

4 第1項及び次条第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積

には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）
 - (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）
 - (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）
 - (4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）
 - (5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）
- 第5条に次の1項を加える。

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

第6条第1号中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

（大阪市北野都島線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第11条 大阪市北野都島線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例（平成11年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第4項を次のように改める。

4 第1項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）

(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）

(4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

第3条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5分の1

(2) 備蓄倉庫部分 50分の1

(3) 蓄電池設置部分 50分の1

(4) 自家発電設備設置部分 100分の1

(5) 貯水槽設置部分 100分の1

第5条第3項、第4項、第6項及び第7項中「第3条第5項」を「第3条第6項」に、「第4項まで」を「第5項まで」に改める。

(大阪市淡路駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第12条 大阪市淡路駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年大阪市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第4項を次のように改める。

4 第1項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分(次項第1号において「自動車車庫等部分」という。)

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分(次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。)

(3) 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分(次項第3号において「蓄電池設置部分」という。)

(4) 自家発電設備を設ける部分(次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。)

(5) 貯水槽を設ける部分(次項第5号において「貯水槽設置部分」という。)

第5条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

第13条第3項、第4項、第6項及び第7項中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「第4項まで」を「第5項まで」に改める。

(大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第13条 大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年大阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第4項を次のように改める。

4 第1項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号及び第10条第1項において「自動車車庫等部分」という。）
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号及び第10条第1項において「備蓄倉庫部分」という。）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号及び第10条第1項において「蓄電池設置部分」という。）
- (4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号及び第10条第1項において「自家発電設備設置部分」という。）
- (5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号及び第10条第1項において「貯水槽設置部

分」という。)

第5条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

第10条第1項第1号中「自動車車庫等の用途に供するものである」を「おいて自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分となる」に改め、同項第2号中「増築前における自動車車庫等の用途に供しない」を「増築前における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の」に、「」における自動車車庫等の用途に供しない」を「」における当該」に、「こと」を「ものであること」に改め、同項中第3号を次のように改める。

- (3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計又は貯水槽設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、第5条第5項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当

該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計) を超えないものであること

第10条第4項中「これら」を「第5条第1項、第6条及び第8条」に改める。

第12条第3項、第4項、第6項及び第7項中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「第4項まで」を「第5項まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めるため、大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例ほか12条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

(建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度)
容積率

第5条 建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、B-1地区内及びB-2地区内にあつては10分の50以下、C-1地区内にあつては10分の20以下でなければならない。

2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

3 第1項に規定する延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

3 第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）

(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）

(4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

4 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5分の1

- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例（抄）

（建築物の容積率の最高限度）

第5条 省 略

- 2 前項、第5項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の第6項 第7項

物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

- 3 第1項、第5項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

- 4 第1項、次項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

- 4 第1項、第6項及び第7項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車庫等部分」という。）
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）
- (4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）
- (5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

- 5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の

床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

$\frac{5}{6} - \frac{6}{7}$ 省 略

(罰 則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1)-(2) 省 略
- (3) 第5条第1項若しくは第5項又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の設計
第6項

者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

- (4) 省 略

2 - 3 省 略

大阪市北浜1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例（抄）

（建築物の容積率の最高限度）

第5条 省 略

- 2 前項、第5項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の第6項 第7項

物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

- 3 第1項、第5項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

- 4 第1項、次項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

- 4 第1項、第6項及び第7項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）
- (4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）
- (5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

- 5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の

床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

$\frac{5}{6} - \frac{6}{7}$ 省 略

（1の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第9条 省 略

2 省 略

3 法第86条第3項の規定に基づく許可を受けた1又は2以上の建築物については、同項の規定により1の敷地とみなされる一団地を当該1又は2以上の建築物の1の敷地とみなして、第5条の規定を適用する。この場合において、当該1又は2以上の建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一団地を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第5項までの規定第6項

による限度を超えるものとすることができる。

4 法第86条第4項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の1の敷地とみなして、第5条の規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一定の一団の土地の区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第5項までの規定による限度を超えるものとすることができる。
第6項

5 省 略

6 法第86条の2第2項の規定に基づく許可を受けた建築物及び一敷地内認定建築物については、公告認定対象区域をこれらの建築物の1の敷地とみなして、第5条の規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告認定対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第5項までの規定による限度を超える第6項

ものとすることができる。

7 法第86条の2第3項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一敷地内許可建築物については、同項に規定する公告許可対象区域（以下「公告許可対象区域」という。）をこれらの建築物の1の敷地とみなして、第5条の規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告許可対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第5項までの規定による限度を超えるものとするがで
第6項

きる。

（罰 則）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1)-(2) 省 略

(3) 第5条第1項若しくは第5項又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の設計
第6項

者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合に
おいては、当該建築物の工事施工者）

(4) 省 略

2 - 3 省 略

大阪市新町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例（抄）

（建築物の容積率の最高限度）

第5条 省 略

2 前項及び第5項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階
第6項

でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

3 第1項及び第5項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の
第6項

共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

4 第1項及び次項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

4 第1項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）
- (4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）
- (5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の

床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

$\frac{5}{6}$ 省略

大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の容積率の最高限度）

第5条 省 略

2 省 略

3 前2項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地
第7項

階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

4 第1項、第2項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共
第7項

同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

5 第1項、第2項及び次項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動
車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び
乗降場を含む。第11条第3項において「自動車車庫等」という。）の用途に供する部分の床面
積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合
においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

5 第1項、第2項及び第7項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次
に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号及び第11条第3項において「自動車車庫等部分」という。）

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号及び第11条第3項において「備蓄倉庫部分」という。）

(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号及び第11条第3項において「蓄電池設置部分」という。）

(4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号及び第11条第3項において「自家発電設備設置部分」という。）

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号及び第11条第3項において「貯水槽設置部分」という。）

6 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

$\frac{6}{7}$ 省 略

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第11条 省 略

2 省 略

3 法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に自動車車庫等の用途に供するものである
おいて自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄

こと

電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分となる

- (2) 増築前における自動車車庫等の用途に供しない
自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部

部分の床面積の合計が基準時（法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の同項の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。）における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計を超えないものであること

5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の同項の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。）における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計を超えないものであること

- (3) 増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計の5分の1（改築の場合において、基準時における自

自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が基準時における当該建築物の床面積の合計の5分の1を超えているときは、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計)を超えないこと

- (3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計又は貯水槽設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、第5条第6項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること

4 省 略

（1の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第13条 法第86条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する1又は2以上の建築物（以下「1又は2以上の建築物」という。）で法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項の規定により1の敷地とみなされる一団地を当該1又は2以上の建築物の1の敷地とみなして、第5条第2項から第6項までの規定（以下「特例対象規定」という。）を適用する。

第7項

2 省 略

- 3 法第86条第3項の規定に基づく許可を受けた1又は2以上の建築物で法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項の規定により1の敷地とみなされる一団地を当該1又は2以上の建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第6項の規定中「第52条第14項又は法第59

第7項

条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該1又は2以上の建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一団地を1の敷地とみなして適用する同条第2項から第5項までの規定による限度を超えるものとすることが

第6項

できる。

- 4 法第86条第4項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第6項の規定中

第7項

「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一定の一団の土地の区域を1の敷地とみなして適用する同条第2項から第5項までの第6項

規定による限度を超えるものとすることができる。

5 省 略

6 法第86条の2第2項の規定に基づく許可を受けた建築物及び一敷地内認定建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、公告認定対象区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第6項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるの第7項

は「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告認定対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第2項から第5項までの規定による限度を超えるものとすることができる。

第6項

7 法第86条の2第3項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一敷地内許可建築物（以下「一敷地内許可建築物」という。）で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項に規定する公告許可対象区域（以下「公告許可対象区域」という。）をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第6項の規定中「第52条第14項又は法第59条の第7項

2第1項」とあるのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告許可対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第2項から第5項までの規定による限度を超えるものとするこ第6項

とができる。

8-14 省 略

大阪市長柄堺線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例（抄）

（建築物の容積率の最高限度）

第3条 省 略

2 前項及び第5項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階
第6項

でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

3 第1項及び第5項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の
第6項

共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

4 第1項及び次項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

4 第1項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）

(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）

(4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の

床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

5 省 略
6

（1の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第6条 省 略

2 省 略

3 法第86条第3項の規定に基づく許可を受けた1又は2以上の建築物で法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項の規定により1の敷地とみなされる一団地を当該1又は2以上の建築物の1の敷地とみなすとともに、第3条第5項の規定中「第52条第14項又は法第59条第6項

条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として同条の規定を適用する。この場合において、当該1又は2以上の建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一団地を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定による限度を超えるものとして適用することができる。

る。

4 法第86条第4項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第3条第5項の規定中第6項

「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として同条の規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一定の一団の土地の区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定第5項

による限度を超えるものとして適用することができる。

5 省 略

6 法第86条の2第2項の規定に基づく許可を受けた建築物及び一敷地内認定建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、公告認定対象区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第3条第5項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるの
第6項

は「第52条第14項」として同条の規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告認定対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定による限度を超えるものとすることができる。

第5項

7 法第86条の2第3項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一敷地内許可建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項に規定する公告許可対象区域（以下「公告許可対象区域」という。）をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第3条第5項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」と
第6項

して同条の規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告許可対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定による限度を超えるものとすることができる。

第5項

大阪市西野田中津線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例（抄）

（建築物の容積率の最高限度）

第4条 省 略

- 2 前項、第5項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の第6項 第7項

物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

- 3 第1項、第5項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

- 4 第1項、次項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

- 4 第1項、第6項及び第7項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）
- (4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）
- (5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

- 5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の

床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

$\frac{5}{6} - \frac{6}{7}$ 省 略

（1の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第7条 省 略

2 省 略

3 法第86条第3項の規定に基づく許可を受けた1又は2以上の建築物で法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項の規定により1の敷地とみなされる一団地を当該1又は2以上の建築物の1の敷地とみなすとともに、第4条第6項の規定中「第52条第14項又は法第59

第7項

条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として同条の規定を適用する。この場合において、当該1又は2以上の建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一団地を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第5項までの規定による限度を超えるものとすることができ

第6項

る。

4 法第86条第4項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第4条第6項の規定中

第7項

「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として同条の規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一定の一団の土地の区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第5項までの規定

第6項

による限度を超えるものとすることができる。

5 省 略

6 法第86条の2第2項の規定に基づく許可を受けた建築物及び一敷地内認定建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、公告認定対象区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第4条第6項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるの
第7項

は「第52条第14項」として同条の規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告認定対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第5項までの規定による限度を超えるものとすることができる。

第6項

7 法第86条の2第3項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一敷地内許可建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項に規定する公告許可対象区域（以下「公告許可対象区域」という。）をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第4条第6項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」と
第7項

して同条の規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告許可対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第5項までの規定による限度を超えるものとするすることができる。

第6項

（罰 則）

第8条 第4条第1項若しくは第5項又は第5条の規定に違反した場合における当該建築物の設
第6項

計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、500,000円以下の罰金に処する。

2 - 3 省 略

大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例（抄）

（壁面の位置の制限）

第6条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、地区計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次に掲げる建築物又はその部分については、この限りでない。

(1) 敷地面積が100平方メートル未満の建築物で、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）が10分の20以下のもの

(2)～(3) 省略

2 前項第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

3 第1項第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

4 第1項第1号に規定する延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

4 第1項第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）

(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置

部分」という。)

(4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。)

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。)

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5分の1

(2) 備蓄倉庫部分 50分の1

(3) 蓄電池設置部分 50分の1

(4) 自家発電設備設置部分 100分の1

(5) 貯水槽設置部分 100分の1

大阪市放出駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例（抄）

（壁面の位置の制限）

第6条 別表（あ）欄に掲げる北一西地区、北一中地区、南一西地区及び南一中地区内の建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、地区計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次に掲げる建築物又はその部分（別表（あ）欄に掲げる南一西地区及び南一中地区内にあっては、第2号及び第3号に掲げるものに限る。）については、この限りでない。

(1) 敷地面積が100平方メートル未満の建築物で、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）が、別表（あ）欄に掲げる北一西地区内にあっては10分の20以下、同表（あ）欄に掲げる北一中地区内にあっては10分の30以下のもの

(2)～(3) 省略

2 前項第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

3 第1項第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

4 第1項第1号に規定する延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

4 第1項第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）

- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）
- (4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）
- (5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例（抄）

（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度）

容積率

第5条 工場の用途に供する建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、10分の20以下でなければならない。

2 前項及び次条第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

3 第1項及び次条第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

4 第1項及び次条第1号に規定する延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

4 第1項及び次条第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）
- (4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）
- (5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

(壁面の位置の制限)

第6条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、地区計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次に掲げる建築物又はその部分については、この限りでない。

- (1) 敷地面積が100平方メートル未満の建築物で、延べ面積の敷地面積に対する割合が10分の容積率

20以下のもの

- (2)-(3) 省略

大阪市北野都島線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例（抄）

（建築物の容積率の最高限度）

第3条 省 略

2 前項及び第5項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階
第6項

でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

3 第1項及び第5項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の
第6項

共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

4 第1項及び次項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫そ
他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を
含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷
地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の
5分の1を限度として算入しない。

4 第1項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる
建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）

(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）

(4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の

床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

5 省 略
6

（1の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第5条 省 略

2 省 略

3 法第86条第3項の規定に基づく許可を受けた1又は2以上の建築物で法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項の規定により1の敷地とみなされる一団地を当該1又は2以上の建築物の1の敷地とみなすとともに、第3条第5項の規定中「第52条第14項又は法第59条第6項

条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として同条の規定を適用する。この場合において、当該1又は2以上の建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一団地を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定による限度を超えるものとすることができ

る。

4 法第86条第4項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第3条第5項の規定中第6項

「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として同条の規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一定の一団の土地の区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定第5項

による限度を超えるものとすることができる。

5 省 略

6 法第86条の2第2項の規定に基づく許可を受けた建築物及び一敷地内認定建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、公告認定対象区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第3条第5項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるの

第6項

は「第52条第14項」として同条の規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告認定対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定による限度を超えるものとすることができる。

第5項

7 法第86条の2第3項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一敷地内許可建築物で、法第68条の4の規定の適用を受けるものについては、同項に規定する公告許可対象区域（以下「公告許可対象区域」という。）をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第3条第5項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」と

第6項

して同条の規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告許可対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定による限度を超えるものとすることができる。

第5項

大阪市淡路駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例（抄）

（建築物の容積率の最高限度）

第5条 省 略

2 前項及び第5項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階
第6項

でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

3 第1項及び第5項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の
第6項

共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

4 第1項及び次項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫そ
他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を
含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷
地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の
5分の1を限度として算入しない。

4 第1項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる
建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号において「自動車車庫等部分」という。）
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号において「備蓄倉庫部分」という。）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号において「蓄電池設置部分」という。）
- (4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号において「自家発電設備設置部分」という。）
- (5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号において「貯水槽設置部分」という。）

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の

床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

5 省 略
6

（1の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第13条 省 略

2 省 略

3 法第86条第3項の規定に基づく許可を受けた1又は2以上の建築物については、同項の規定により1の敷地とみなされる一団地を当該1又は2以上の建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第5項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」第6項

として特例対象規定を適用する。この場合において、当該1又は2以上の建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一団地を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項第5項

までの規定による限度を超えるものとすることができる。

4 法第86条第4項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第5項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあ第6項

るのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一定の一団の土地の区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定による限度を超えるものとすることができ第5項

る。

5 省 略

6 法第86条の2第2項の規定に基づく許可を受けた建築物及び一敷地内認定建築物については、

公告認定対象区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第5項の規定中「第
第6項

52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用
する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、
当該公告認定対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定による
第5項

限度を超えるものとすることができる。

7 法第86条の2第3項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一敷地内許可建
築物については、同項に規定する公告許可対象区域（以下「公告許可対象区域」という。）を
これらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第5項の規定中「第52条第14項又は法第
第6項

59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合にお
いて、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告許可対象区
域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定による限度を超えるものと
第5項

することができる。

大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例（抄）

（建築物の容積率の最高限度）

第5条 省 略

2 前項及び第5項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階
第6項

でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

3 第1項及び第5項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の
第6項

共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

4 第1項及び次項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫そ
他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を
含む。以下「自動車車庫等」という。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物
の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物
の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。

4 第1項及び第6項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる
建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項第1号及び第10条第1項において「自動車車庫等部分」という。）

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項第2号及び第10条第1項において「備蓄倉庫部分」という。）

(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項第3号及び第10条第1項において「蓄電池設置部分」という。）

(4) 自家発電設備を設ける部分（次項第4号及び第10条第1項において「自家発電設備設置部分」という。）

(5) 貯水槽を設ける部分（次項第5号及び第10条第1項において「貯水槽設置部分」という。）

5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1

5 省 略
6

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第10条 法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に自動車車庫等の用途に供するものである
において自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄
電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分となる
こと

- (2) 増築前における自動車車庫等の用途に供しない
自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部
部分の床面積の合計が基準時（法第3条第2項の規定により第
分及び貯水槽設置部分以外の

5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の同項の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。）における自動車車庫等の用
当該

途に供しない部分の床面積の合計を超えないものであること

- (3) 増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計の5分の1（改築の場合において、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が基準時における当該建築物の床面積の合計の5分の1を超えているときは、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積

の合計) を超えないこと

- (3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計又は貯水槽設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、第5条第5項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計）を超えないものであること

2-3 省略

- 4 法第3条第2項の規定により第5条第1項、第6条又は第8条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、これら 第5条第1項、第6条及び第8条 の規定は、適用しない。

（1の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第12条 省略

2 省略

- 3 A地区内の法第86条第3項の規定に基づく許可を受けた1又は2以上の建築物については、同項の規定により1の敷地とみなされる一団地を当該1又は2以上の建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第5項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第6項 52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該1又は2以上の建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一団地を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定による限度を超えるものとすることができる。
第5項

- 4 A地区内の法第86条第4項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第5項の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第6項 1項」とあるのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該一定の一団の土地の区域を

1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定による限度を超えるものとする
第5項

ことができる。

5 省 略

6 A地区内の法第86条の2第2項の規定に基づく許可を受けた建築物及び一敷地内認定建築物については、公告認定対象区域をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第5項
第6項

の規定中「第52条第14項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告認定対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項まで
第5項

の規定による限度を超えるものとすることができる。

7 A地区内の法第86条の2第3項の規定に基づく許可を受けた建築物及び同項に規定する一敷地内許可建築物については、同項に規定する公告許可対象区域（以下「公告許可対象区域」という。）をこれらの建築物の1の敷地とみなすとともに、第5条第5項の規定中「第52条第14
第6項

項又は法第59条の2第1項」とあるのは「第52条第14項」として特例対象規定を適用する。この場合において、当該許可を受けた建築物の容積率は、その許可の範囲内において、当該公告許可対象区域を1の敷地とみなして適用する同条第1項から第4項までの規定による限度を超
第5項

えるものとすることができる。